

6 諸制度（知的障がいのある方が利用できる制度を中心に）

知的障がいのある方が利用できる福祉制度などは主に次のようなものがあります。

● 手当

項 目	内 容
障害児福祉手当	在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の者に対して支給します。 【支給額】 月額 16,100円（令和7年4月分以降）【対象】 知的障がい児 【問合せ先】 市町村
特別障害者手当	在宅の最重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある20歳以上の者に対して支給します。 【支給額】 月額 29,590円（令和7年4月分以降）【対象】 知的障がい者 【問合せ先】 市町村
特別児童扶養手当	障がい児を監護、養育する父母又は養育者に対して支給します。 【支給額】 月額 1級 56,800円（令和7年4月分以降） 2級 37,830円（令和7年4月分以降） 【対象】 知的障がい児 【問合せ先】 市町村

● 公的年金制度

項 目	内 容
障害基礎年金 (国民年金)	【支給額】 1級 年額 1,036,625円（昭和31年4月1日以前生） 2級 年額 829,300円（昭和31年4月1日以前生） 1,039,625円（昭和31年4月2日以降生） 831,700円（昭和31年4月2日以降生） 【対象】 国民年金の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で、一定の保険料納付要件を満たしている方や、20歳前までに障害の原因となった病気やケガの初診日があり一定の所得以下の方で障害状態が1級または2級に該当している方 【問合せ先】 市町村
障害厚生年金 (厚生年金保険)	【対象】 厚生年金保険（共済年金含む）の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしており障害状態が1級から3級のいずれかに該当する方 【問合せ先】 各年金事務所

こ う 目 的	内 容
とくべつしょうがいきゆうふきん 特別障害給付金	こくみんねんきん にんいかにゆうたいしやうき かんちゆう かにゆう 国民年金の任意加入対 象期間中 に、加入しなかったことにより障 害基礎年金等を受 給 できない障 がい者の方に対して支給します。 【支給額】 1級 月額 56,850円 2級 月額 45,480円 【対 象】・平成3年3月以前までの国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金などの被用者年金等に 加入していた方の配偶者 【問合せ先】 市町村

● 扶養共済制度、医療費の助成、医療保険制度

こ う 目 的	内 容
しんしんしょうがいしゃふ しょう 心身障 害者扶 養 きようさいせ い ど 共 済制度	ほごしゃ な あと しんしんしょう しゃ じ せいかつ あんてい ふくし こうじょう はか 保護者が亡くなられた後の心身障 がい者（児）の生 活の安 定と福祉の向 上を図 るため、 ほごしゃ しぼうご ねんきん しきゆう 保護者の死亡後、年 金を支給します。 ○ 加入年齢 65歳未満（20歳まで加入可） ○ 加入掛金 加入時の保護者の年 齢により区分 ○ 年金額 10歳あたり月額20,000円 【対 象】 知的障 がい者（児） 【問合せ先】 市町村
じゅうどしんしんしょう しゃ 重度心身障がい者 じ （児）	いりょうほけんかくほう いりょう きゆうふ う ばあい じこふたんぶん じよせい 医療保険各法による医療 の給付を受けた場合の自己負担分を助成します。 【対 象】・知的障 がい者（児）（IQ概 ね 35以下） ・重 複 障がい者（児）（IQが概 ね 50以下かつ 身体障害者手帳3級 また は 4級所持者） 【問合せ先】 市町村
こうきこうれいしやいりょう 後期高齢者医療 せい ど 制度	さい さい いつてい しょうがい かた げんざい かにゆう けんこうほ けん だつたい こうき 65歳から 74歳で、一定の障 害がある方は、現 在 加入している健康保険を脱 退し後 期 こうれいしやい りょうせいど かにゆう こうき こうれいしやい りょうほ けん かにゆう 高 齢 者 医 療 制 度へ加入 することができま す。後 期 高 齢 者 医 療 保 険 に 加 入 す る こ と で、医 療 費 負 担 割 合 や 保 険 料 の 負 担 が 少 な く な る 場 合 が あ り ま す。 【対 象】 療 育 手 帳 A1・A2 など 【備 考】 所 得 や 世 帯 等 の 状 況 に よ り 保 険 料 は 異 な る 【問合せ先】 市町村、徳島県後期高齢者医療 広域連合

● す 住まい

こ う 目 項 目	ない 容 内 容
けんえいじゆうたく 県営住宅への 入居	所得の少ない、住宅にお困りの方が低い家賃で入居できる県営住宅を提供します。 障がい者などが優先的に入居できる優先入居制度があります。 【対 象】 知的障がい者（療育手帳を所持する程度の者）のいる世帯（単身でも可） 【備 考】 ・ 選考の上、入居者を決定します。 ・ 常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制がある方に限ります。 ・ 優先入居制度がある市町村営住宅もあります。 【問合せ先】 県住宅課、県住宅供給公社、県営住宅PFI管理センター

● こようそくしん しょくぎょうあんてい えんごせいど 雇用促進・職業安定のための援護制度

こ う 目 項 目	ない 容 内 容
しょくばてきおうくんれん 職場適応訓練	職場の環境に適応するため、原則6ヶ月間、民間事業所で訓練を受けられる制度です。 【備 考】 ・ 訓練生には訓練手当が最大で月額約12万円支給されます。 ・ 事業主には訓練生1人につき24,000円／月（重度25,000円）が支給されます。 【問合せ先】 ハローワーク（公共職業安定所）

● ち いきせいかつ し え ん 地域生活の支援

こ う 目 項 目	ない 容 内 容
しん しん しょう 心身障がい児 (者)在宅介護等 支援事業	心身障がい児(者)の家族が所用等により一時的に介護等ができなくなった場合、あらかじめ登録した介護者に介護等を委託することにより、障がい児(者)や家族の生活を支援します。 【対 象】 知的障がい児(者) 【問合せ先】 市町村

● 税制度（控除、減免などにより、税金が安くなる場合があります）

こ う も く 項 目	ない 内	よ う 容
しよとくぜい 所得税	こ う も く 項 目	こ う じ ょ ぐ 額 控 除 額
	しょうがいしゃこうじょ 障害者控除 （ほんにん どういつせいけいはいべうしや ふようしんぞく しょう しゃ ばあい） （本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）	しよとくこうじょ 所得控除 27万円 まんえん
	とくべつしょうがいしゃこうじょ じゅうど ちてきしょう しゃ ばあい 特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）	しよとくこうじょ 所得控除 40万円 まんえん
	どうきょとくべつしょうがいしゃこうじょ きょじゅうしや どういつせいけいはいべうしやまた 同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は ふようしんぞく とくべつしょう しゃ 扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とす る場合） ばあい	しよとくこうじょ 所得控除 75万円 まんえん
	【問合せ先】 さい ぜいむしよ 税務署	
じゅうみんぜい 住民税	こ う も く 項 目	こ う じ ょ ぐ 額 控 除 額
	しょうがいしゃこうじょ 障害者控除 （ほんにん どういつせいけいはいべうしや ふようしんぞく しょう しゃ ばあい） （本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）	しよとくこうじょ 所得控除 26万円 まんえん
	とくべつしょうがいしゃこうじょ じゅうど ちてきしょう しゃ ばあい 特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）	しよとくこうじょ 所得控除 30万円 まんえん
	どうきょとくべつしょうがいしゃこうじょ きょじゅうしや どういつせいけいはいべうしやまた 同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は ふようしんぞく とくべつしょう しゃ 扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とす る場合） ばあい	しよとくこうじょ 所得控除 53万円 まんえん
	【問合せ先】 さい ちちやうそん 市町村	
じどうしゃぜい 自動車税 かんきようせいのおわり （環境性能割・ しゅべつわり 種別割） けいじどうしゃぜい 軽自動車税 かんきようせいのおわり （環境性能割・ しゅべつわり 種別割）	か き たいしやう じどうしゃ しんせい ぜい げんめん ばあい 下記対象の自動車について、申請により税が減免される場合があります。 【対 象】 知的障がい者を常時介護するか、生計を一にするものが運転し、専ら とうがいしやう しゃ ようむ もち じどうしゃ いってい ようけん がいとう 当該障がい者の用務のために用いられる自動車で一定の要件に該当する もの 【備 考】・障がいの程度が一定以上であること かぞくうんてん かいごしやうんてん ばあい つういんつうがくとう かか しょうめいしよ ひつよう ・家族運転、介護者運転の場合は通院通学等に係る証明書が必要 ・1人1台に限ります。 【問合せ先】 とうふけんぜいきよくじどうしゃぜいちやうしや でんわ 東部県税局自動車税庁舎（電話 088-641-2323） けいじどうしゃぜいしゅべつわり しちやうそん （軽自動車税種別割は市町村）	
り し と う ひ か ぜ い 利子等の非課税 せいど ゆう 制度（マル優・ とくべつ ゆう 特別マル優）	しょうがくよきん り し しよとくとう ひ か ぜ い せいど ゆう しょうがくこうさい り し ひ か ぜ い せいど とくべつ 少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）・少額公債の利子の非課税制度（特別マ ル優）があります。それぞれ元 本350万 円まで利子等が非課税となります。 【対 象】 りやういくて ちやうしよじ しゃ 療育手帳 所持者 【問合せ先】 かくきんゆうきかん 各金融機関	

● 駐車禁止規制の適用除外

こ う 項 目	ない 容
ちゅうしゃきんし き せい 駐 車 禁 止 規 制 の てきようじょがい 適用除外	知的障がい等により介添者がいなくては歩行に支障をきたす方等に、駐 車禁止除外指定車 標 章を交付し、対 象の方が使用する自動車について駐車禁止の規制から適用除外します。 (ただし、道路標識などによって駐 車が禁止されている場所に限られます。) 【対 象】 知的障がい者療育手帳（区分A以上）所持者 など 【備 考】 有効期間3年 【申請先】 最寄りの各警察署（分 庁 舎を含む）または徳島県警 察本部 【問合せ先】 徳島県身体障 害 者連 合 会、徳島県手をつなぐ育成会、 徳島県警察本部交通規制課（電話088-622-3101） または 最寄りの各警察署（分 庁 舎を含む）

● 障がい児への教育就学奨励制度

こ う 項 目	ない 容
とくべつし えんきよういく 特別支援教育 しゅうがくしょうれいひ 就学奨励費	就 学のために必要な諸経費のうち、保護者の負担能力に応じ、その全部又は一部を補助し ます。 【対 象】 ・ 小学校・中学校・中等 教育 学校（前期課程）の通常 の 学 級 （学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒） ・ 小学校・中学校・中等 教育 学校（前期課程）の特別支援学 級 ・ 特別支援学校 に在籍する幼児児童生徒の保護者など 【問合せ先】 ・ 小・中学校は、市町村教育委員会 ・ 特別支援学校・県立中学校・中等 教育 学校は、徳島県教 育 委員会特別 支援教育課

● 携帯電話基本料金等の割引

こ う 項 目	ない 容
けいたいでんわきほん 携帯電話基本 りょうきんとう わりびき 料 金 等 の 割 引	【対 象】 障がい者手帳 所持者 【備 考】 利用申込み時に手帳を見せてください。 【問合せ先】 各割引制度の詳細については各取扱店にご確認ください。

● うんちんとう わりびき い どう じよせい
運賃等の割引、移動のための助成

こ う も く 項 目	ない 内 容													
うんちんわりびき J Rの運賃割引	<table><tr><th>たい しょう 対 象</th><th>わりびきしょうしゃけん 割引乗車券</th><th>わりびきりつ 割引率</th><th>び こう 備 考</th></tr><tr><td>だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者</td><td>ふつうしょうしゃけん 普通乗車券 かいすうしょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券</td><td rowspan="3">50%</td><td rowspan="2">さいみまん しょう がい じ 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません</td></tr><tr><td>だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者(12歳未満)とその かいごしゃ 介護者</td><td>ていきじょうしゃけん 定期乗車券</td></tr><tr><td>だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう (単独利用)</td><td>ふつうしょうしゃけん 普通乗車券</td><td>100km をこえるとき</td></tr></table> 【備 考】・切符発売窓口で手帳を呈示してください。 ・公営・民営の鉄道会社でも JR に準 じ割引を行 っている所 もありますの で、各社にご確認ください。 【問合せ先】 各駅、市町村	たい しょう 対 象	わりびきしょうしゃけん 割引乗車券	わりびきりつ 割引率	び こう 備 考	だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者	ふつうしょうしゃけん 普通乗車券 かいすうしょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	さいみまん しょう がい じ 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません	だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者(12歳未満)とその かいごしゃ 介護者	ていきじょうしゃけん 定期乗車券	だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう (単独利用)	ふつうしょうしゃけん 普通乗車券	100km をこえるとき
たい しょう 対 象	わりびきしょうしゃけん 割引乗車券	わりびきりつ 割引率	び こう 備 考											
だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者	ふつうしょうしゃけん 普通乗車券 かいすうしょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	さいみまん しょう がい じ 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません											
だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者(12歳未満)とその かいごしゃ 介護者	ていきじょうしゃけん 定期乗車券													
だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう (単独利用)	ふつうしょうしゃけん 普通乗車券		100km をこえるとき											
こうくううんちんわりびき 航空運賃割引	りょういくてちょうしよじしゃ かいごしゃ こくないせん こうくううんちん わりびき 療育手帳所持者とその介護者は、国内線の航空運賃が割引になることがあります。 【対 象】 ちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 知的障害者とその介護者 【備 考】 かくこうくうがいしゃ ないよう てつづ とう こと 各航空会社により、内容・手続き等が異なります。 【問合せ先】 かいこうくうがいしゃしてん えいぎょうしよおよ していだいりてん しょうそん 各航空会社支店、営 業 所及び指定代理店、市町村													
ゆうりょうど う りょう 有料道路の通行 料金割引	【対 象】 じゅうど ちてきしょう しゃ しょう しゃ の かいごしゃ うんてん ばあい 重度の知的障がい者(障がい者を乗せて介護者が運転する場合) 【割引率】 50% 【備 考】・市町村窓口で手帳に自動車登録番号と割引の有効期間を記載する手続きを おこな りょうきんじよ てちょう ていじ 行 い、料金所にて手帳を呈示します。 ・ETC利用の場合は、料 金 所での手帳の呈示は不要ですが、市町村窓 口で事前に手続 きが必要です。 【問合せ先】 しょうそん 市町村													
うんちん わりびき バス運賃の割引	【対 象】 だい しゅちてきしょうがいしゃ ほんにんおよ かいごしゃ 第1種知的障害者(本人及び介護者) 【割引率】 わりびきとう かく がいしゃ りょうしゃ こと 割引等は各バス会社、利用者により異なります。 【備 考】 かく がいしゃ ないよう てつづ とう こと 各バス会社により内容・手続き等が異なります。 【問合せ先】 かい がいしゃ しょうそん 各バス会社、市町村													
うんちん タクシー運賃の 割引	【対 象】 りょういくてちょう こう ふ う もの じ 療育手帳の交付を受けた者(児) 【割引率】 わりびきりつ りょうきん びき タクシーメーター料 金の10%引 【問合せ先】 たいし さいき とくしまけん きょうかい しょうそん 徳島県タクシー協 会、市町村													
しょう しゃ じどうしゃ 障がい者自動車 運転 免許 取得費 補助事業	じどうしゃうんてんめんきよ しゅとく しょう けいひ まんえん げん ど じよせい 自動車運転免許の取得に要する経費のうち2万円を限度として助成します。 【対 象】 たいし ちてきしょう しゃ 知的障がい者 【問合せ先】 たいし さいき しょうそん 市町村													

放送受信料、電話番号案内の減免

こ う も く 項 目	な い 内 容						
N H K 放送受信料の減免	<table border="1"> <thead> <tr> <th>たい しょう 対 象</th><th>げんめんりつ 減 免 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療育手帳（または判定書）をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合</td><td>全 額</td></tr> <tr> <td>療育手帳（または判定書）（「最重度」または「重度」に相当する記載）をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合</td><td>半 額</td></tr> </tbody> </table>	たい しょう 対 象	げんめんりつ 減 免 率	療育手帳（または判定書）をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	全 額	療育手帳（または判定書）（「最重度」または「重度」に相当する記載）をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合	半 額
たい しょう 対 象	げんめんりつ 減 免 率						
療育手帳（または判定書）をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	全 額						
療育手帳（または判定書）（「最重度」または「重度」に相当する記載）をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合	半 額						
N T T 電話番号案内（104）の無料サービス	【備考】市町村長の証明が必要となります。 【問合せ先】放送局又は市町村 【対 象】療育手帳所持者 【割引率】全額無料 【備考】事前に申込が必要です。 【問合せ先】NTT支店・営業所						

身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）制度

こ う も く 項 目	な い 内 容
身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）制度	障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」や「移動に配慮が必要な方」のため、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、歩行困難な方等に配慮した環境づくりを推進しています。 S 利用できる駐車場は？ 利用証は、徳島県に協力の申込みがあった施設（協力施設）の身体障がい者等用駐車場のほか、同様の制度を実施している他の42府県の協力施設でも利用できます。協力施設の駐車場には看板や壁などにステッカーが貼られています。県内協力施設の一覧は、徳島県ホームページや障がい福祉課でご覧になれます。利用証交付の申請方法や、対象となる障害等級・区分等については、県庁障がい福祉課までお問い合わせください。 【問合せ先】徳島県障がい福祉課 電 話 088-621-2237 ファクシミリ 088-621-2241 徳島県ホームページ https://www.pref.tokushima.lg.jp/ 「パーキングパーミット」で検索 【申請窓口】 - 県庁障がい福祉課（Tel 088-621-2237） - 県東部保健福祉局徳島庁舎（Tel 088-626-8715） - 県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎【阿南保健所】（Tel 0884-28-9867） - 県南部総合県民局保健福祉環境部美波庁舎（Tel 0884-74-7369） - 県西部総合県民局保健福祉環境部美馬庁舎（Tel 0883-53-2062） - 県西部総合県民局保健福祉環境部三好庁舎（Tel 0883-76-0414） - 県障がい者相談支援センター（Tel 088-631-8711）

● 生活福祉資金の貸付

こう
項

もく
目

ない
内

よう
容

せいかつ ふくし し きん
生活福祉資金の
貸付

し きん 資 金	しゅ るい 種 類	かしつけじょうげんがく 貸付上限額
ふくし し きん 福祉資金	ふく し ひ 福 祉 費	まんえんい ない 580万 円以内
	なりわい いとな ひつよう けいひ 生業を営むために必要な経費	まんえんい ない 460万 円以内
	じゅうたく ぞうかいちく ほしゅうとう ひつよう けいひ 住 宅の増改築、補修等に必要な経費	まんえんい ない 250万 円以内
	ふくしょうぐとう こうにゅう ひつよう けいひ 福祉用具等の購 入に必要な経費	まんえんい ない 170万 円以内
	しょうがいしゃようじどうしゃ こうにゅう ひつよう けいひ 障 害 者用自動車の購 入に必要な経費	まんえんい ない 250万 円以内
	きんきゆうこ ぐちし きん 緊 急小口資金	まんえんい ない 10万 円以内

び こ う
【備 考】

し きんもくてき おう かしつけじょうげんがく めやす さだ じょうき
資金目的に応じた貸付上 限額の目安が定められています(上記はその
一例)。かしつけりりつ きんきゆうこぐちし きん むり し ふくしひ
貸付利率について、緊急小口資金は無利子です。福祉費について
は、れんたいほしようにん た ばあい むり し れんたいほしようにん ばあい ねん
連 帯保証人を立てる場合は無利子、連 帯保証人がいない場合は年 1.5%
となります。かしつけし きん すえおきき かん しょうかんき かん た しょうさい
貸付資金の据置期間、償 還期間、その他詳細についてはは
お問い合わせ
問合 せください。

といたわ さき
【問 合 せ 先】

しちょうそんしゃかいふくしきょうぎかい
市町村社会福祉協議会

● 障がい者(児)の歯科治療

こゝろ 項 目	ない 内 容
しょう しゃ じ 障がい者(児)の し 歯科治療	とくしまけんし かい し かい 徳島県歯科医師会では、障 がいのある方の歯の治療と口腔保健管理を行 っています。 【施設名】 徳島県歯科医師会口腔保健センター 【場 所】 徳島市北田宮 1 丁目 8 - 6 5 徳島県歯科医師会 館 【診療日】 月曜日から金曜日まで (午前9:30～午後4:30、予約制) 【問 合 せ 先】 088-632-8511 ※初診時には、被保険者証・療 育手帳および現 在使用中の歯ブラシをご持参ください。

● 県立施設における利用料等の減免

こゝろ 項 目	ない 内 容
けんりつし せつ 県立施設における りようりょうとう げんめん 利用料等の減 免	つぎ けんりつしせつ りよう さい しせつ りようりょうとう やす 次の県立施設を利用する際に、施設の利用料等が安 くなる場合があります。 しょう しゃこうりゅう 障 がい者 交 流プラザ (Tel 088-631-1000) あ 波十郎兵衛屋敷 (Tel 088-665-2202) けんりつはくぶつかん 県 立博 物 館 (Tel 088-668-3636) けんりつぶんがくしょうどうかん 県立文学書道館 (Tel 088-625-7485) けんりつきんだいびじゅつかん 県立近代美術館 (Tel 088-668-1088) あすたむらんど徳島 (Tel 088-672-7111) つきみがおかかいひんこうえん 月見ヶ丘海浜公園 (Tel 088-699-6697) しこくさぶろう きと 四国三郎の郷 (Tel 0883-55-2002) おおなるときょうかきょうきねんかん 大鳴門橋遊歩道 渦の道 (Tel 088-683-6262) とりいりゅうぞうきねんはくぶつかん 鳥居龍蔵記念博物館 (Tel 088-668-2544) おおなるときょうかきょうきねんかん 大鳴門橋架橋記念館エディ (Tel 088-687-1330) さな こうち 佐那河内いきものふれあいの里 (Tel 088-679-2238) 【備 考】 減 免 対 象 者、対 象サービス等につきましては、各施設にお問い合わせください。 【問 合 せ 先】 各施設

しょう しやこうりゅう あんない
障がい者交流プラザの案内

とくしまけんりつしょう しやこうりゅう しょう しや じりつ しやかいさんか そくしん ほか しょう ひと
徳島県立障がい者交流プラザは、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障がいのある人も
ひと おお りよう こうりゅう ふか しせつ
ない人も多くご利用いただき、交流を深めてもらう施設です。

しょうざいち とくしましみなみや そちやう ちやうめ
【所在地】 〒770-0005 徳島市南 矢三町2丁目1-59
でんわ だいひやう
【電話】 088-631-1000（代表）

しょう かた はたら しえん
障がいのある方の「働きたい!!」を支援します

しょうがいしや こよう 障害者トライアル雇用
しょう しや たんき げんそく かげつ しこうこうよう 障がい者を短期（原則3ヶ月）の試行雇用で受 い さい しょう しや いっぱんこうよう いこう け入れる際、障がい者の一般雇用への移行を しえん せいど 支援する制度です。 まどぐち かく （窓口） 各ハローワーク

ジョブコーチ
しょう しや しょうば てきおう 障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコー しょうば で む ちよくせつてき せんもんてき しえん チが職場に出向いて、直接的、専門的な支援を おこな 行います。 まどぐち とくしましょうがいしやしょうきやう （窓口） 徳島障害者職業センター

たよう しよくぎやうくんれん 多様な職業訓練
けん きぎやう しやかいふくしほうじん いたく しゅうしよく 県が、企業、社会福祉法人などに委託して就 職 ひつよう ちしき ぎのう しゅうとく しよくぎやう に必要な知識・技能を習得するための職業 くんれん じっし 訓練を実施します。 まどぐち とくしまけんさんぎやうじんざいか （窓口） 徳島県産業人材課 でんわ 電話 088-621-2353

しゅうぎやうめん せいかつめん いったいてき しえん 就業面と生活面の一体的な支援
まどぐち そうだん しよくばほうもん センターの窓口での相談や職場訪問などによ り、職業と生活の両面にわたる一体的な しよくぎやう せいかつ りやうめん しよくぎやう いったいてき 相談・支援を行います。 そうだん しえん おこな （窓口） 障害者就業・生活支援センター まどぐち しょうがいしやしゅうぎやう せいかつしえん

しょう しや たい ぎやくたい ぼうし
障がい者に対する虐待の防止

しょう しや ぎやくたい そうだん ちか しょうそん
障がい者への虐待について、相談などがありましたら、どなたでもお近くの市町村にある
しょうそんしょう しやぎやくたいぼうし れんらく
「市町村障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。

しょうそんしょう しやぎやくたいぼうし
◆市町村障がい者虐待防止センター

しょうそんめいどう 市町村名等	めいしやう 名称（※1）	うけつけじかん 受付時間	でんわ 電話	ファクシミリ
とくしまし 徳島市	とくしまし しょうがいしやぎやくたいぼうし 障害者虐待防止センター	じかん 24時間	088-677-7889	088-621-5300
なるとし 鳴門市	なるとし しょう しやぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	じかん 24時間	088-684-1725	088-684-1337

しちょうそんめいとう 市町村名等	めいしやう 名 称（※１）	うけつけじかん 受付時間	でんわ 電話	ファクシミリ
こまつしまし 小松島市	こまつしまし 小松島市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0885-32-2279	0885-35-0272
		へいじつやかん 平日夜間 (17:15～ ^{よく} 翌8:30)、 どにちしゅくじつ ^{ねんまつねんし} 年末年始 土日祝日、年末年始	070-3297-9254 とくしませきじゅうじ 徳島赤十字ひのみね いりようりょういく 医療療育センター	0885-32-3037
あなんし 阿南市	あなんししょう ^{しょうぎやくたいぼうし} 阿南市障がい者虐待防止センター (基幹型阿南障がい者相談 ^{しえん} 支援センター内)	24時間	080-6328-6024	0884-22-7142
よしのがわし 吉野川市	よしのがわし 吉野川市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0883-22-2263	0883-22-2260
		へいじつやかん 平日夜間 (17:15～ ^{よく} 翌8:30)、 どにちしゅくじつ ^{ねんまつねんし} 年末年始 土日祝日、年末年始	0883-24-6168 しょうがいしやしえんしせつ 障害者支援施設 ^{のぎく さと} 野菊の里	0883-24-6144 しょうがいしやしえんしせつ 障害者支援施設 ^{のぎく さと} 野菊の里
あわし 阿波市	あわし 阿波市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0883-36-6812	0883-36-5158
		へいじつやかん 平日夜間 (17:15～ ^{よく} 翌8:30)、 どにちしゅくじつ ^{ねんまつねんし} 年末年始 土日祝日、年末年始	080-2996-2218	
みまし 美馬市	みまし 美馬市 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0883-52-5614	0883-52-1197
		どにちしゅくじつ ^{ねんまつねんし} 土日祝日、年末年始	0883-52-1212	
		8:30～17:15 ^{やかん} 夜間17:15～ ^{よく} 翌8:30	0883-52-1077	
みよしし 三好市	みよしし 三好市 しょうがいしやしえんしせつ 障害者虐待防止センター	24時間 ^{じかん}	0883-72-7610 ちやうじゅ ^{しょうがいふくし} 長寿・障害福祉課	0883-72-7201
			0883-72-2251 ^{しょう} 障がい者 ^{せいけつしえん} 生活支援センターはくあい	0883-72-2477
			0883-79-3937 ワークサポートやまなみ	0883-79-3927
かつうらちやう 勝浦町	かつうらちやう 勝浦町 しょうがいしやしえんしせつ 障害者虐待防止センター	へいじつ 平日9:00～17:00	0885-38-6550 ^{そうだんし えんじぎやうしよ} (相談支援事業所 ぱーとなー)	0885-35-3602 ^{そうだんし えんじぎやうしよ} (相談支援事業所 ぱーとなー)
		へいじつやかん 平日夜間 (17:00～ ^{よく} 翌9:00)、 どにちしゅくじつ ^{ねんまつねんし} 年末年始 土日祝日、年末年始	0885-42-1502	0885-42-3028
かみかつちやう 上勝町	かみかつちやう 上勝町 しょう しょう しょう 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30～17:15	0885-46-0111 0885-38-6550 ^{そうだんし えんじぎやうしよ} (相談支援事業所 ぱーとなー)	0885-46-0323 0885-35-3602 ^{そうだんし えんじぎやうしよ} (相談支援事業所 ぱーとなー)
		へいじつやかん 平日夜間 (17:15～ ^{よく} 翌8:30)、 どにちしゅくじつ ^{ねんまつねんし} 年末年始 土日祝日、年末年始	0885-46-0111	0885-46-0323

しちょうそんめいとう 市町村名等	めいしやう 名 称 (※ 1)	うけつけじかん 受付時間	でんわ 電話	ファクシミリ
さなごうちそん 佐那河内村	さなごうちそん 佐那河内村 しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日 8:30～17:15 へいじつやかん 平日夜間 (17:15～よく 8:30)、 どにちしゅくじつ ねんまつねんし 土日祝日、年末年始	088-679-2971 088-679-2111	088-679-2125
みやうざいぐん 名西郡 (※ 2)	みやうざいぐん 名西郡 しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター (みやうざいぐんしょう しやきかんそうだん 支援センター内)	24時間	088-638-2770	088-615-8551
ながちやう 那賀町	ながちやう 那賀町 しょうがいしゃやくたいぼうし 障害者虐待防止センター	24時間	0884-62-1141	0884-62-1115
むぎちやう 牟岐町	むぎちやう 牟岐町 しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	24時間	0884-72-3416	0884-72-2716
みなみちやう 美波町	みなみちやう 美波町 しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	24時間	0884-77-3614	0884-77-1666
かいやうちやう 海陽町	かいやうちやう 海陽町 しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	24時間	0884-73-4312	0884-73-3880
いたのぐん 板野郡 (※ 3)	しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター りやううん 凌雲 (しょう しょうがいしゃ 生活支援センター 凌雲内)	24時間	088-693-1140	088-692-6776
つるぎちやう つるぎ町	つるぎちやう つるぎ町 しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	24時間	0883-62-3116	0883-62-4944
ひがし 東みよし町	ひがし 東みよし町 しょう しょうがいしゃやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター (ワークサポートやまなみ内)	24時間	0883-79-3937	0883-79-3927

(※ 1) 「名称」欄中、括弧書きのない市町村は、各市役所・町村役場内に設置されています。

(※ 2) 名西郡(石井町、神山町)は、共通の窓口です。

(※ 3) 板野郡(松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町)は、共通の窓口です。

けんまどぐち
県窓口： とくしまけんしやう しゃけんり しようご
徳島県障がい者権利擁護センター(徳島県障がい者相談支援センター内)
でんわ けんよう
電話 ・ ファクシミリ兼用 088-631-1188

